

改正案

現行

<p>（取得勧誘類似行為）</p> <p>第九条 法第二条第三項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 株券（法第二条第一項第九号に掲げる株券をいう。以下同じ。）</p> <p>〔 〕 当該有価証券の発行者が会社法（平成十七年法律第八十六号）第九十九条の規定に基づいて行う当該株券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘</p> <p>二 特定目的信託の受益証券（法第二条第一項第十三号に掲げる特定目的信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するもの 当該有価証券に係る信託の原委託者（当該信託の受託者と信託契約を締結した者をいう。以下この号及び第十四条第二項第一号において同じ。）が当該有価証券（原委託者が譲り受けたものを除く。）を譲渡するために行う当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘</p> <p>三 受益証券発行信託の受益証券（法第二条第一項第十四号に掲げる受益証券発行信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち受益証券発行信託の受益証券の性質</p>	<p>（有価証券の取得勧誘に類する行為）</p> <p>第九条 法第二条第三項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>一 特定目的信託の受益証券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するもの 当該有価証券に係る信託の原委託者（当該信託の受託者と信託契約を締結した者をいう。以下この号及び第十四条第二項第一号において同じ。）が当該有価証券（原委託者が譲り受けたものを除く。）を譲渡するために行う当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘</p> <p>二 受益証券発行信託の受益証券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものであって、当該有価証券に係る信託行為の効力が生ずるとき</p>
--	--

質を有するものであって、当該有価証券に係る信託行為の効力が生ずるときにおける受益者が委託者であるもの（信託契約が一個の信託約款に基づくものであって、当該信託契約に係る信託財産の管理又は処分が、当該信託約款に基づいて受託者が他の委託者との間に締結する信託契約に係る信託財産の管理又は処分と合同して行われる信託に係るものを除く。） 当該有価証券に係る信託の委託者が当該有価証券（委託者が譲り受けたものを除く。）を譲渡するために行う当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘

四| 抵当証券（抵当証券法（昭和六年法律第十五号）に規定する抵当証券をいう。以下同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち抵当証券の性質を有するもの 抵当証券法第十条に規定する手続又はこれに準ずる手続により当該有価証券の交付を受けた者が当該有価証券を譲渡するために行う当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘

五| 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの 当該有価証券の発行者が当該発行者の属する外国の法令に基づいて行う当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘

六| (略)

(同一種類の有価証券等)

第十条の二 令第一条の四第一号ロ、第二号ロ及びハ並びに第三号イ

における受益者が委託者であるもの（信託契約が一個の信託約款に基づくものであって、当該信託契約に係る信託財産の管理又は処分が、当該信託約款に基づいて受託者が他の委託者との間に締結する信託契約に係る信託財産の管理又は処分と合同して行われる信託に係るものを除く。） 当該有価証券に係る信託の委託者が当該有価証券（委託者が譲り受けたものを除く。）を譲渡するために行う当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘

三| 抵当証券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち抵当証券の性質を有するもの 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第十一条に規定する手続又はこれに準ずる手続により当該有価証券の交付を受けた者が当該有価証券を譲渡するために行う当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘

(新設)

四| (略)

(新設)

及びロ、第一条の五の二第二項第一号イ、第一条の七第二号イ(2)、ロ(2)及び(3)並びにハ(1)及び(2)、第一条の七の四第一号ロ、第二号ロ及びハ並びに第三号イ及びロ、第一条の八の二第一号イ、第一条の八の三並びに第一条の八の四第三号イ(2)、ロ(2)及び(3)並びにハ(1)及び(2)に規定する同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものは、当該有価証券及び当該有価証券と発行者が同一で、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

一 転換特定社債券（令第三十三條の五第二号に掲げる転換特定社債券をいう。） 次に掲げる事項

イ 償還期限及び利率（割引の方法により発行されるものにあつては、償還期限）

ロ 転換により発行される優先出資（資産流動化法第二条第五項に規定する優先出資をいう。以下この号及び次号において同じ。） 一口の発行価額並びに優先出資に係る利益の配当、残余財産の分配及び利益を用いて行う当該優先出資の消却の方法（同号において「優先出資に係る利益の配当等」という。）の内容

二 新優先出資引受権付特定社債券（令第一条の四第二号ニに規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。） 次に掲げる事項
イ 前号イに掲げる事項

ロ 新優先出資引受権の行使により発行される優先出資一口の発行価額及び優先出資に係る利益の配当等の内容

三 社債券（特定社債券（法第二条第一項第四号に掲げる特定社債

券をいう。)並びに投資法人債券(同項第十一号に掲げる投資法人債券をいう。以下この号において同じ。)、同項第十一号に掲げる外国投資証券で投資法人債券に類するもの及び社会医療法人債券(令第二条の八に規定する社会医療法人債券をいう。)を含み、社債等振替法第六十六条第一号に規定する短期社債、保険業法第六十一条の十第一項に規定する短期社債、資産流動化法第二条第八項に規定する特定短期社債、投資信託及び投資法人に関する法律第三百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債及び短期外債に係るものを除く。)のうち、前二号及び次号から第六号までに掲げる有価証券以外のもの並びに学校債券 第一号イに掲げる事項

四 新株予約権付社債券(会社法第二百四十九条第二号に掲げる新株予約権付社債券をいう。第十三条の三第一号において同じ。)次に掲げる事項

イ 第一号イに掲げる事項

ロ 新株予約権の行使により発行され、又は移転される株式一株の発行価額並びに株式に係る剰余金の配当、残余財産の分配、株式の買受け及び議決権を行使することができる事項(以下この項において「株式に係る剰余金の配当等」という。)の内容

五 社債券で、対象有価証券(当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限り)により償還することができる旨の特約が付されているもの(社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し対象有価証券による償還をさせることができる権利を有し

- ているものに限る。) 次に掲げる事項
- イ 第一号イに掲げる事項
- ロ 償還により発行され、又は移転される株式に係る剰余金の配当等の内容
- 六 社債券で、第一号、第二号、第四号及び前号に掲げる有価証券に表示される権利以外の権利が表示されているもの 次に掲げる事項
- イ 第一号イに掲げる事項
- ロ 当該社債券に表示される権利の内容
- 七 優先出資証券(法第二条第一項第七号に掲げる優先出資証券をいう。 優先出資(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優先出資をいう。以下この号において同じ。)に係る剰余金の配当、残余財産の分配、剰余金を用いて行う優先出資の消却及び同法第十五条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定による優先出資の消却の方法
- 八 優先出資証券(法第二条第一項第八号に掲げる優先出資証券をいう。以下この号において同じ。) 優先出資証券に係る利益の配当、残余財産の分配及び利益を用いて行う当該有価証券の消却の方法の内容
- 九 株券 株式に係る剰余金の配当等の内容
- 十 新株予約権証券 新株予約権の行使により発行され、又は移転される株式に係る剰余金の配当等の内容
- 十一 投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項

- に規定する投資信託をいう。以下同じ。)及び外国投資信託(同項第二十二項に規定する外国投資信託をいう。以下同じ。)の受益証券 次に掲げる事項
- イ 投資信託及び投資法人に関する法律第三条第二号に規定する投資信託財産
- ロ 信託の元本の償還及び収益の分配の方法
- ハ 信託の元本の償還期限
- 十二 投資証券(法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券をいう。以下この号において同じ。)及び外国投資証券(同項第十一号に掲げる外国投資証券をいう。)で投資証券に類する証券 投資信託及び投資法人に関する法律第十四項に規定する投資口又は当該外国投資証券が表示する権利に係る利益の分配の内容
- 十三 特定目的信託の受益証券(法第二条第一項第十三号に掲げる特定目的信託の受益証券をいう。以下同じ。) 次に掲げる事項
- イ 資産流動化法第二百二十三条に規定する特定目的信託契約の期間
- ロ 特定信託財産(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第二十二号)第一条第九号の三に規定する特定信託財産をいう。)
- ハ 受益権に係る金銭の分配の内容
- 十四 受益証券発行信託の受益証券 次に掲げる事項
- イ 信託財産
- ロ 信託法(平成十八年法律第八号)第二条第七項に規定する

受益債権の内容

ハ 弁済期

十五 抵当証券 次に掲げる事項

イ 抵当権の目的たる土地、建物又は地上権

ロ 債権額及び元本の弁済期

ハ 利率

十六 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で第一号から第八号までに掲げる有価証券の性質を有するもの、その有価証券が有する第一号から第八号までに掲げる有価証券の性質の区分に応じ、それぞれ第一号から第八号までに定める事項

十七 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号までに掲げる有価証券の性質を有するもの、当該有価証券の償還期限及び利率（割引の方法により発行されるものにあつては、償還期限）

十八 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの、出資に係る剰余金の配当、残余財産の分配及び利益を用いて行う出資の消却の方法

十九 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で受益証券発行信託の受益証券の性質を有するもの、第十二号に定める事項に準ずる事項

二十 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で特定目的信託の受益証券の性質を有するもの、第十四号に定める事項に準ずる事項

-
- 二十一 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で抵当証券の性質を有するもの 第十五号に定める事項
- 二十二 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券 当該有価証券に表示されたオプションの内容
- 二十三 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 当該有価証券に表示される権利の内容
- 2 令第一条の六に規定する当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定める他の有価証券は、当該有価証券と発行者が同一で、前条各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。
- 3 第一項第三号の「短期外債」とは、社債等振替法第二百二十七条において準用する社債等振替法第六十六条（第一号を除く。）に規定する外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利（以下この項において「振替外債」という。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。
- 一 円建てで発行されるものであること。
 - 二 各振替外債の金額が一億円を下回らないこと。
 - 三 元本の償還について、振替外債の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
 - 四 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。
-

(取得勧誘における適格機関投資家以外への有価証券の譲渡に関する制限等)

第十一条 令第一条の四第二号ニに規定する内閣府令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

一 当該有価証券に適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限(以下この条において「転売制限」という。)が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。

二 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

三 社債等振替法の規定により加入者(社債等振替法第二条第三項に規定する加入者をいう。以下同じ。)が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置が執られていること。

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第十一条 令第一条の四第二号ロに規定する内閣府令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

一 当該有価証券に適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限(以下この条において「転売制限」という。)が付されていることが明白となる名称が付されていること及び当該転売制限が付されている旨が当該有価証券に記載されていること。

二 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容等を説明した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

三 当該有価証券が社債等振替法第九十二条第一項に規定する振替新株予約権付社債、社債等振替法第二百五十条に規定する振替転換特定社債又は社債等振替法第二百五十三条に規定する振替新優先出資引受権付特定社債(第十三条第二項において「振替新株予約権付社債等」という。)に係るものであって、次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ 当該有価証券を取得した者がその有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することを取得の条件として、取得勧誘が行われること。

ロ 当該有価証券にイに掲げる条件が付されていることが明白となる名称が付されていること。

2 | 令第一条の四第三号ハに掲げる内閣府令で定める要件は、次の各号に定める要件に該当することとする。

一 次に掲げるいずれかの要件に該当すること。

イ 当該有価証券に転売制限が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。

ロ 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

ハ 社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置が執られていること。

二 次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 有価証券信託受益証券（令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券をいう。以下同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち有価証券信託受益証券の性質を有するもの。前号に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、受託有価証券（令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。）が令第一条の四各号に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当すること。

ロ 法第二十一条第十九号に掲げる有価証券。次のいずれかの場合に該当すること。

2 | 令第一条の四第三号ロに規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。

一 社債券（特定社債券並びに法第二条第一項第十一号に掲げる投資法人債券、同号に掲げる外国投資証券で投資法人債券に類するもの及び令第二条の八に規定する社会医療法人債券を含む。以下同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券と同項第一号から第五号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債券等（新株予約権付社債券並びに資産流動化法に規定する転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券をいう。以下同じ。）、振替社債等（社債等振替法第六十六条に規定する振替社債、社債等振替法第一百五十五条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債、社債等振替法第一百七十七条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する保険業法に規定する相互会社の社債、社債等振替法第一百八条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する資産流動化法に規定する特定社債及び社債等振替法第二百二十条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する特別法人債（社会医療法人債券に表示されるべき権利に限る。）をいう。以下この条及び第十三条において同じ。）、社債等振替法第二百二十七条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規

- (1) 有価証券に表示されるオプションの行使により売買その他の取引の対象となる有価証券（第十三条第三項第二号ロ、第十三条の四第二項第二号ロ及び第十三条の七第三項第二号ロにおいて「原有価証券」という。）が令第一条の四各号に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、当該各号に定める場合
- (2) 当該有価証券に表示されるオプションの行使により有価証券の売買その他の取引が行われない場合
- ハ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 次のいずれかの場合に該当すること。
- (1) 当該有価証券に表示される権利に係る証券又は証書が令第一条の四各号に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、当該各号に定める場合
- (2) 当該有価証券に表示される権利の行使により有価証券の売買その他の取引が行われない場合
- ニ 社債券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち社債券の性質を有するもので、令第一条の四第一号及び第二号並びにロ及びハに掲げる有価証券（当該社債券の発行者以外の者が発行したものに限る。）により償還することができる旨の特約が付されているもの 当該償還により取得する有価証券が次に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、次に定めるいずれかの場合に該当すること。
- (1) 令第一条の四第一号に掲げる有価証券 同号に定める場合

- 定する外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利（以下「振替外債」という。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権付社債券等の性質を有するものを除く。以下この号において「普通社債券等」という。） 次のいずれかに該当する場合
- イ 当該普通社債券等に転売制限が付されていることが明白となる名称が付されており、かつ、次に掲げるすべての要件に該当すること。
- (1) 当該普通社債券等を記名式に限る旨の定めがされていること。
- (2) 転売制限が付されている旨が当該普通社債券等に記載されていること。
- ロ 当該普通社債券等の取得者に交付される当該普通社債券等の内容等を説明した書面において、当該普通社債券等に転売制限が付されている旨の記載がされていること。
- ニ 法第二条第一項第十五号に掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券で同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有するもの 次に掲げるすべての要件に該当する場合
- イ 当該有価証券に転売制限が付されていることが明白となる名称が付されていること。
- ロ 当該有価証券の裏書が禁止され、かつ、転売制限が付されている旨が当該有価証券に記載されていること。
- 三 外国投資信託の受益証券、法第二条第一項第十七号に掲げる有

- (2) 令第一条の四第二号に掲げる有価証券 同号に定める場合
- (3) ロに掲げる有価証券 前号に掲げる場合及びロに定める場合
- (4) ハに掲げる有価証券 前号に掲げる場合及びハに定める場合

(削る)

- 3
- 四 価証券のうち特定目的信託の受益証券及び受益証券発行信託の受益証券の性質を有するもの並びに学校債券 次に掲げるすべての要件に該当する場合
- イ 当該有価証券に転売制限が付されていることが明白となる名称が付されていること。
- ロ 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容等を説明した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨が記載されていること。
- 四 抵当証券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち抵当証券の性質を有するもの 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容等を説明した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨が記載されている場合
- 前項の規定による要件のほか、令第一条の四第三号ロに規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる要件を満たすこととする。
- 一 振替社債等、社債等振替法第二百一条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託の受益権（以下「振替投資信託受益権」という。）、社債等振替法第二百二十四条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する資産流動化法に規定する特定目的信託の受益権（以下「振替特定目的信託受益権」という。）及び振替外債（以下この号において「振替債等」という。） 次に掲げるすべての要件

-
- イ 当該振替債等を取得了た者がその振替債等を適格機関投資家に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することを取得の条件として、取得勧誘が行われていること。
- ロ 当該振替債等にイに掲げる条件が付されていることが明白となる名称が付されていること。
- 二 投資信託の受益証券（振替投資信託受益権に係るものを除く。）又は特定目的信託の受益証券（振替特定目的信託受益権に係るものを除く。） 次に掲げるすべての要件
- イ 当該有価証券を取得しようとする者が当該有価証券を記名式とするよう請求し、かつ、当該請求により記名式となった当該有価証券を無記名式とする請求をしないことを取得の条件として、取得勧誘が行われること。
- ロ 当該有価証券を取得した者がその有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することを取得の条件として、取得勧誘が行われていること。
- ハ 当該有価証券にロに掲げる条件が付されていることが明白となる名称が付されていること。
- 三 受益証券発行信託の受益証券（次号に掲げるものを除く。） 次に掲げるいずれかの要件
- イ 当該有価証券に転売制限が付されていることが明白となる名称が付されており、かつ、次に掲げるすべての要件に該当すること。
- (1) 当該有価証券を記名式に限る旨の定めがされていること。
-

-
- (2) 転売制限が付されている旨が当該有価証券に記載されていること。
- ロ 当該有価証券が無記名式で発行される場合にあつては、前号に定める要件に該当すること。
- 四 有価証券信託受益証券（令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券をいう。以下同じ。） 当該有価証券が前号に掲げるいずれかの要件に該当し、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。
- イ 受託有価証券（令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。）が令第一条の四第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当する場合
- ロ 受託有価証券が令第一条の四第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当する場合
- ハ 受託有価証券が前項第一号に掲げる有価証券又は第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、当該受託有価証券に第一項第一号に規定する方式に従い転売制限が付されている場合
- 五 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券 当該有価証券に第一項第一号に規定する方式に従い転売制限が付されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。
- イ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買その他の取引の対象となる有価証券が令第一条の四第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当する場合
- ロ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買その
-

-
- 他の取引の対象となる有価証券が令第一条の四第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当する場合
- ハ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買その他の取引の対象となる有価証券が前項第一号に掲げる有価証券又は第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、当該売買その他の取引の対象となる有価証券に第一項第一号に規定する方式に従い転売制限が付されている場合
- ニ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により有価証券の売買その他の他の取引が行われない場合
- 六 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 当該有価証券に第一項第一号に規定する方式に従い転売制限が付されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。
- イ 当該有価証券に表示される権利が令第一条の四第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当するものに係るものである場合
- ロ 当該有価証券に表示される権利が令第一条の四第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当する場合
- ハ 当該有価証券に表示される権利が前項第一号に掲げる有価証券又は第二号に掲げる有価証券に該当するものに係るものである場合で、当該権利に係る有価証券に第一項第一号に規定する方式に従い転売制限が付されている場合
- ニ 当該有価証券に表示される権利の行使により有価証券の売買
-

その他の取引が行われない場合

七 社債券（新株予約権付社債券等を除く。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で当該社債券の性質を有するもので、令第一条の四第一号及び第二号並びに前二号に掲げる有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限り。）により償還することができる旨の特約が付されているもの。当該有価証券に第一項第一号に規定する方式に従い転売制限が付されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該償還により取得する有価証券が令第一条の四第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当するものに係るものである場合

ロ 当該償還により取得する有価証券が令第一条の四第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当する場合

ハ 当該償還により取得する有価証券が第五号に掲げる有価証券である場合で、同号に定める場合に該当する場合

ニ 当該償還により取得する有価証券が前号に掲げる有価証券である場合で、同号に定める場合に該当する場合

八 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち令第一条の四第二号に掲げる有価証券の性質を有するもの。次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該有価証券に表示された権利の行使により取得され、又は引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券（令第一条

- 3 | 第一項第二号又は前項第一号ロに規定する書面を交付する者（以下この条において「書面交付者」という。）は、第一項第二号又は前項第一号ロに規定する書面の交付に代えて、第六項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者（以下この条において「書面被交付者」という。）の同意を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「転売制限情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。
- 4 | 一・二 (略)
- 5 | 第三項第一号の「電子情報処理組織」とは、書面交付者の使用に係る電子計算機と、書面被交付者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 6 | 書面交付者は、第三項の規定により転売制限情報を提供しようとする
-
- 4 | 第一項第二号、第二項第一号ロ、同項第三号ロ又は同項第四号に規定する書面を交付する者（以下この条において「書面交付者」という。）は、第一項第二号、第二項第一号ロ、同項第三号ロ又は同項第四号に規定する書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者（以下この条において「書面被交付者」という。）の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「転売制限情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。
- 5 | 一・二 (略)
- 6 | 第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、書面交付者の使用に係る電子計算機と、書面被交付者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 7 | 書面交付者は、第四項の規定により転売制限情報を提供しようとする
- ロ | 当該有価証券に第一項に規定する方式に従い転売制限が付されていること。
- の四第一号に規定する株券をいう。以下この号、第十一条の三、第六号及び第十三条の三第六号において同じ。）の発行者及び当該株券がそれぞれ令第一条の四第一号イ及びロに掲げる要件に該当すること。

するときは、あらかじめ、当該書面被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は書面交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（次項において「書面等」という。）による同意を得なければならない。

一 第三項各号に規定する方法のうち書面交付者が使用するもの

二 (略)

7 | 前項の規定による同意を得た書面交付者は、当該書面被交付者から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該書面被交付者に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該書面被交付者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。

(特定投資家向け取得勧誘に係る有価証券の譲渡に係る契約の内容)
) 第十一条の二 令第一条の五の二第二項第一号ロ及び第二号ロに規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項（第二号に掲げる事項にあつては、当該契約の当事者が定めないこととした事項を除く。）とする。

一 (略)

二 次に掲げる場合には、当該取得しようとする者が当該取得勧誘に応じて取得した当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡することができること。

イ 公開買付け（法第二十七条の二第六項に規定する公開買付け

するときは、あらかじめ、当該書面被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は書面交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。

一 第四項各号に規定する方法のうち書面交付者が使用するもの

二 (略)

8 | 前項の規定による承諾を得た書面交付者は、当該書面被交付者から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該書面被交付者に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該書面被交付者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(特定投資家向け取得勧誘に係る有価証券の譲渡に係る契約の内容)
) 第十一条の二 令第一条の五の二第二項第一号ロ及び第二号ロに規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項（第二号に掲げる事項にあつては、当該契約の当事者が定めないこととした事項を除く。）とする。

一 (略)

二 次に掲げる場合には、当該取得しようとする者が当該取得勧誘に応じて取得した当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡することができること。

イ 公開買付け（法第二十七条の二第六項に規定する公開買付け

をいう。第十三条の五第一項第二号において同じ。）に依じて
株券等（法第二十七条の二第一項に規定する株券等をいう。同
号において同じ。）を公開買付者（法第二十七条の三第二項に
規定する公開買付者をいう。同号において同じ。）に対して譲
渡する場合

ロ 令第二条の十二の四第二項第四号に規定する役員等に対して
同号イからニまでに掲げる有価証券を譲渡する場合

ハ 当該有価証券の発行者又はその役員（取締役、監査役、執行
役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。）であり
、かつ、当該発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える
議決権に係る株式若しくは出資を自己若しくは他人の名義をも
つて所有する者（以下この条及び第十三条の五第一項第二号ハ
において「特定役員」という。）若しくは当該特定役員の被支
配法人等（当該発行者を除く。以下この条及び同号ハにおいて
同じ。）に対して譲渡する場合

ニ（略）

2・3（略）

4 第一項第二号ハ及びニ、第二項（第十三条の五第二項において準
用する場合を含む。）並びに前項（同条第二項において準用する場
合を含む。）の場合における議決権（総株主等の議決権を除く。）
には、社債等振替法第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項（
これらの規定を社債等振替法第二百二十八条第一項、第二百三十五
条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係

をいう。第十三条の二第一項第二号において同じ。）に依じて
株券等（法第二十七条の二第一項に規定する株券等をいう。同
号において同じ。）を公開買付者（法第二十七条の三第二項に
規定する公開買付者をいう。同号において同じ。）に対して譲
渡する場合

ロ 令第二条の十二の二第二項第四号に規定する役員等に対して
同号イからニまでに掲げる有価証券を譲渡する場合

ハ 当該有価証券の発行者又はその役員（取締役、監査役、執行
役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。）であり
、かつ、当該発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える
議決権に係る株式若しくは出資を自己若しくは他人の名義をも
つて所有する者（以下この条及び第十三条の二第一項第二号ハ
において「特定役員」という。）若しくは当該特定役員の被支
配法人等（当該発行者を除く。以下この条及び同号ハにおいて
同じ。）に対して譲渡する場合

ニ（略）

2・3（略）

4 第一項第二号ハ及びニ、第二項（第十三条の二第二項において準
用する場合を含む。）並びに前項（第十三条の二第二項において準
用する場合を含む。）の場合における議決権（総株主等の議決権を
除く。）には、社債等振替法第四百七条第一項又は第四百四十八
条第一項（これらの規定を社債等振替法第二百二十八条第一項、第
二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第

る部分に限る。)において準用する場合を含む。)の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

(特定投資家向け取得勧誘における有価証券の譲渡に関する制限等)
第十二条 令第一条の五の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当することとする。

- 一 社債券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第五号までに掲げる有価証券の性質を有するもの(新株予約権付社債券等及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権付社債券等の性質を有するものを除く。)、同項第十五号に掲げる有価証券(同項第十七号に掲げる有価証券で同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。)、投資信託又は外国投資信託の受益証券、特定目的信託の受益証券(同項第十七号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するものを含む。)、学校債券、抵当証券(同項第十七号に掲げる有価証券のうち抵当証券の性質を有するものを含む。)並びに受益証券発行信託の受益証券(同項第十七号に掲げる有価証券のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものを含む。、次号に掲げるものを除く。)
- 次に掲げるすべての要件
- イ 当該有価証券と同一種類の有価証券(当該有価証券と発行者

二号に係る部分に限る。)において準用する場合を含む。)の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

(特定投資家向け取得勧誘における有価証券の譲渡に関する制限等)
第十一条の三 令第一条の五の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすこととする。

- 一 社債券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第五号までに掲げる有価証券の性質を有するもの(新株予約権付社債券等及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権付社債券等の性質を有するものを除く。)、同項第十五号に掲げる有価証券(同項第十七号に掲げる有価証券で同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。)、投資信託又は外国投資信託の受益証券、特定目的信託の受益証券(同項第十七号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するものを含む。)、学校債券、抵当証券(同項第十七号に掲げる有価証券のうち抵当証券の性質を有するものを含む。)並びに受益証券発行信託の受益証券(同項第十七号に掲げる有価証券のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものを含む。、次号に掲げるものを除く。)
- 次に掲げるすべての要件
- イ 当該有価証券と同一種類の他の有価証券(当該有価証券と発

が同一で、第十条の二第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券をいう。以下同じ。）が、法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び第十三条の六において同じ。）に掲げる有価証券のいずれにも該当しないこと。

ロ (略)

二〇六 (略)

(削る)

行者が同一で、次条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券をいう。以下同じ。）が、法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び第十三条の三において同じ。）に掲げる有価証券のいずれにも該当しないこと。

ロ (略)

二〇六 (略)

(同一種類の他の有価証券等)

第十二条 令第一条の四第三号イ、第一条の六第一号及び第一条の七第三号イに規定する当該有価証券と同一種類のものとして内閣府令で定める他の有価証券は、当該有価証券と発行者が同一で、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

一 社債券（社債等振替法第六十六条第一号に規定する短期社債、保険業法第六十一条の十第一項に規定する短期社債、資産流動化法第二条第八項に規定する特定短期社債、投資信託及び投資法人に関する法律第百二十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債及び短期外債に係るものを除く。）のうち、次号から第三号の三までに掲げる有価証券以外のもの及び学校債券 償還期限及び利率（割引の方法により発行されるものにあつては償還期限）

二 新株予約権付社債券 次に掲げる事項

イ 前号に定める事項

-
- ロ 新株予約権の行使により発行され、又は移転される株式一株の発行価額並びに株式に係る剰余金の配当、残余財産の分配、株式の買受け及び議決権を行使することができる事項（以下の項において「株式に係る剰余金の配当等」という。）の内容
- 二の二 資産流動化法に規定する転換特定社債券 次に掲げる事項
- イ 第一号に定める事項
- ロ 転換により発行される優先出資（資産流動化法に規定する優先出資をいう。以下この号及び次号において同じ。）一口の発行価額並びに優先出資に係る利益の配当、残余財産の分配及び利益を用いて行う当該優先出資の消却の方法（次号において「優先出資に係る利益の配当等」という。）の内容
- 三 資産流動化法に規定する新優先出資引受権付特定社債券 次に掲げる事項
- イ 第一号に定める事項
- ロ 新優先出資引受権の行使により発行される優先出資一口の発行価額及び優先出資に係る利益の配当等の内容
- 三の二 社債券で、対象有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限り。）により償還することができる旨の特約が付されているもの（社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し対象有価証券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。） 次に掲げる事項
- イ 第一号に定める事項
- ロ 償還により発行され、又は移転される株式に係る剰余金の配
-

当等の内容

三の三 社債券で、第二号から前号までに掲げる権利以外の権利が表示されているもの 次に掲げる事項

イ 第一号に定める事項

ロ 当該社債券に表示された権利の内容

四 株券 株式に係る剰余金の配当等の内容

四の二 新株予約権証券 新株予約権の行使により発行され、又は移転される株式に係る剰余金の配当等の内容

四の三 法第二十一条第七号に掲げる有価証券 優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資をいう。以下この号において同じ。）に係る剰余金の配当、残余財産の分配、剰余金を用いて行う優先出資の消却及び同法第十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却の方法

四の四 法第二条第一項第八号に掲げる有価証券（新優先出資引受権を表示する証券を除く。） 当該有価証券に係る利益の配当、残余財産の分配及び利益を用いて行う当該有価証券の消却の方法の内容

五 投資信託及び外国投資信託の受益証券 次に掲げる事項

イ 信託財産

ロ 信託の元本の償還及び収益の分配の方法

ハ 信託の元本の償還期限

五の二 受益証券発行信託の受益証券 次に掲げる事項

-
- イ 信託財産
- ロ 受益債権の内容
- ハ 弁済期
- 六 投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券投資口に係る金銭の分配の内容
- 六の二 特定目的信託の受益証券 次に掲げる事項
- イ 特定目的信託に係る契約期間
- ロ 特定信託財産（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第一条第九号の三に規定する特定信託財産をいう。）
- ハ 受益権に係る金銭の分配の内容
- 六の三 抵当証券 次に掲げる事項
- イ 抵当権の目的たる土地、建物又は地上権
- ロ 債権額及び元本の弁済期
- ハ 利率
- 七 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で第一号から第四号の二までに掲げる有価証券の性質を有するもの 当該各号に定める事項
- 八 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号までに掲げる有価証券の性質を有するもの 当該有価証券の償還期限及び利率（割引の方法により発行されるものにあつては償還期限）
- 九 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第六号に掲げ
-

るものの性質を有するもの 出資に係る剰余金の配当、残余財産の分配及び利益を用いて行う出資の消却の方法

九の二 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で受益証券発行信託の受益証券の性質を有するもの 第五号の二に定める事項

九の三 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で特定目的信託の受益証券の性質を有するもの第六号の二に定める事項

九の四 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で抵当証券の性質を有するもの 第六号の三に定める事項

十 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券 当該有価証券に表示されたオプションの内容

十一 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 当該有価証券に表示された権利の内容

2 | 前項第一号の「短期外債」とは、振替外債のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。

一 | 円建てで発行されるものであること。

二 | 各振替外債の金額が一億円を下回らないこと。

三 | 元本の償還について、振替外債の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

四 | 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

3 | 令第一条の四第一号ロ、第一条の五の二第二項第一号イ、第一条の七第一号ロ及び第一条の八の二第一号イに規定する同一種類の有

(取得勧誘における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等)

第十三条 令第一条の七第二号ロ(4)に規定する内閣府令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの要件に該当することとする。

(削る)

- 一 当該有価証券を取得し、又は買い付けた者がその取得又は買付けに係る有価証券を一括して譲渡する場合以外に譲渡することが禁止される旨の制限(以下この項において「転売制限」という。)が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。

二 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

三 社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置が執られていること。

2 | 令第一条の七第二号ロ(4)に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げるすべての要件に該当することとする。

- 一 次に掲げるすべての要件に該当すること。
- イ 当該有価証券(当該有価証券の発行される日以前六月以内に

有価証券として内閣府令で定めるものは、当該有価証券及び当該有価証券と発行者が同一で、第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第十三条 令第一条の七第二号ロに規定する内閣府令で定める方式は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- 一 当該有価証券を記名式に限る旨の定めがされていること。
- 二 当該有価証券を取得し又は買い付けた者がその取得又は買付けに係る有価証券を一括して譲渡する場合以外に譲渡することが禁止される旨の制限(次項及び第三項において「転売制限」という。)が付されていること。

(新設)

(新設)

2 | 令第一条の七第二号ロに規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に定める場合のいずれかに該当することとする。

- 一 次に掲げるすべての要件を満たす場合
- イ 当該有価証券(当該有価証券の発行される日以前六月以内に

発行された令第一条の六に規定する同種の新規発行証券（当該同種の新規発行証券の取得勧誘を行った相手方が適格機関投資家であつて、当該同種の新規発行証券が令第一条の四各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める場合に該当するときにおける当該適格機関投資家が取得したもの（当該適格機関投資家が他の適格機関投資家に譲渡したものを含む。）を除く。）を含む。）の枚数又は単位の総数が五十未満であること。

ロ 当該有価証券の性質によりその分割ができない場合を除き、当該有価証券に表示されている単位未満に分割できない旨の制限が付されていること。

二 次に掲げるいずれかの要件に該当すること。

イ 前号ロの制限が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。

ロ 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に前号ロの制限が付されている旨の記載がされていること。

ハ 社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置が執られていること。

発行された令第一条の六第一号に規定する同種の新規発行証券（当該同種の新規発行証券の取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。）を行った相手方が適格機関投資家であつて、当該同種の新規発行証券が令第一条の四に定める場合に該当するときにおける当該適格機関投資家が取得したもの（当該適格機関投資家が他の適格機関投資家に譲渡したものを含む。）を除く。次項において同じ。）を含む。）の枚数が五十未満であること。

ロ 当該有価証券の性質によりその分割ができない場合を除き、当該有価証券に表示されている単位未満に分割できない旨の制限が付されていること。

ハ ロに掲げる制限が付されている旨が当該有価証券に記載されていること。

二 当該有価証券が振替新株予約権付社債等であつて、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合

イ 当該振替新株予約権付社債等に転売制限が付されており、かつ、当該転売制限が付されていることが明白となる名称が付されていること。

ロ 次に掲げるすべての要件を満たすこと。

(1) 当該振替新株予約権付社債等の口数が五十未満であること。

(2) 当該振替新株予約権付社債等を分割できない旨の制限が付されており、かつ、当該制限が付されていることが明白とな

3 令第一条の七第二号ハ(3)に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件に該当することとする。

一 次に掲げるいずれかの要件に該当すること。

イ 次に掲げるいずれかの制限（以下この項において「転売制限」という。）が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。

(1) 当該有価証券を取得し、又は買い付けた者がその取得又は買付けに係る当該有価証券を一括して譲渡する場合以外に譲渡することが禁止される旨の制限

(2) 当該有価証券の枚数又は単位の総数が五十未満である場合において、当該有価証券の性質によりその分割ができない旨又は当該有価証券に表示されている単位未満に分割できない旨の制限

ロ 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

ハ 社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置が執られていること。

る名称が付されていること。

3 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容等を説明した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされている場合

3 令第一条の七第三号ロに規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。

一 社債券（振替社債等を除く。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第五号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（振替外債に係るものを除く。） 次のいずれかに該当する場合

イ 当該有価証券に第一項に規定する方式に従い転売制限が付されている場合

ロ 前項第一号に定める要件に該当する場合

ハ 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容等を説明した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされている場合

一の二 学校債券 前項第一号に定める場合

二 振替社債等及び振替外債（以下この号において「振替債」という。） 次のいずれかに該当する場合

イ 当該振替債に転売制限が付されており、かつ、当該転売制限が付されていることが明白となる名称が付されている場合

ロ 次に掲げるすべての要件を満たす場合

二 次に掲げる有価証券の場合は、前号に掲げる要件のほか、次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 有価証券信託受益証券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち有価証券信託受益証券の性質を有するもの 前号に掲げる要件に該当し、かつ、受託有価証券が令第一条の七第二号イからハまでに掲げる有価証券である場合の区分に応じ、同号イからハまでに定める場合に該当すること。

ロ 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券 次のいずれかの場合に該当すること。

(1) 原有価証券が令第一条の七第二号イからハまでに掲げる有価証券である場合の区分に応じ、同号イからハまでに定める場合

(2) 当該有価証券に表示されるオプションの行使により有価証券の売買その他の取引が行われない場合

ハ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 次のいずれかの場合に該当すること。

(1) 当該有価証券に表示される権利に係る証券又は証書が令第一条の七第二号イからハまでに掲げる有価証券である場合の区分に応じ、同号イからハまでに定める場合

(2) 当該有価証券に表示される権利の行使により有価証券の売買その他の取引が行われない場合

ニ 社債券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で社債

(1) 当該振替債の口数が五十未満であること。

(2) 当該振替債を分割できない旨の制限が付されており、かつ、当該制限が付されていることが明白となる名称が付されていること。

三 法第二条第一項第十五号に掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券で同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有するもの 前項に定める要件に該当する場合

四 投資信託の受益証券（振替投資信託受益権に係るものを除く。）

イ 次のいずれかに該当する場合

イ 当該有価証券を取得しようとする者が当該有価証券を記名式とするよう請求し、かつ、当該請求により記名式となった当該有価証券を無記名式とする請求をしないことを取得の条件として、取得勧誘が行われる場合で、当該有価証券に転売制限が付されており、当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容等を説明した書面においてその旨が記載されている場合

ロ 当該有価証券の取得者が当該有価証券を分割して他の者に譲渡する場合には、あらかじめ定められた方法（当該有価証券が分割されて複数の者に譲渡されても、その複数の者と当該有価証券（当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された令第一条の六第一号に規定する同種の新規発行証券を含む。）の他の所有者との数の合計が五十名以上となることのないものに限る。）に従った分割以外の分割ができない旨が当該有価証券の権利の内容を規定する信託契約において定められており、

券の性質を有するもので、令第一条の七第二号イ及びロ並びにロ及びハに掲げる有価証券（当該社債券の発行者以外の者が発行したものに限る。）により償還することができる旨の特約が付されているもの。当該償還により取得する有価証券が次に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるいづれかの場合に該当すること。

(1) 令第一条の七第二号イに掲げる有価証券 同号に定める場合

(2) 令第一条の七第二号ロに掲げる有価証券 同号に定める場合

(3) ロに掲げる有価証券 前号に掲げる場合及びロに定める場合

(4) ハに掲げる有価証券 前号に掲げる場合及びハに定める場合

その旨が当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容等を説明した書面に記載されている場合

四の二 振替投資信託受益権 次のいづれかに該当する場合

イ 当該振替投資信託受益権に転売制限が付されており、かつ、当該振替投資信託受益権の取得者に交付される当該振替投資信託受益権の内容等を説明した書面においてその旨が記載されている場合

ロ 前号ロに規定する場合

五 外国投資信託の受益証券 次のすべての要件を満たす場合

イ 当該有価証券の権利の内容を規定する信託契約（ロにおいて単に「信託契約」という。）において、信託の受託者の承諾がない場合には当該有価証券の譲渡が禁止される旨の制限が付されていること。

ロ 当該有価証券の譲渡により当該有価証券（当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された令第一条の六第一号に規定する同種の新規発行証券を含む。）の所有者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者を除く。）の数の合計が五十名以上となる場合には、信託の受託者は当該譲渡の承諾をしない旨が信託契約において定められていること。

ハ 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容等を説明した書面において、イに規定する譲渡の制限が付されている旨が記載されていること。

六 特定目的信託の受益証券（振替特定目的信託受益権に係るものを除く。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するもの 第四号に定める場合

六の二 振替特定目的信託受益権 次のいずれかに該当する場合

イ 当該振替特定目的信託受益権に転売制限が付されており、かつ、当該転売制限が付されていることが明白となる名称が付されている場合

ロ 次に掲げるすべての要件を満たす場合

(1) 当該振替特定目的信託受益権の口数が五十未満であること

(2) 当該振替特定目的信託受益権を分割できない旨の制限が付されており、かつ、当該制限が付されていることが明白となる名称が付されていること。

六の三 受益証券発行信託の受益証券（次号に掲げるものを除く。）

）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するもの 第一号に定める場合

六の四 有価証券信託受益証券 当該有価証券が前項第一号イからハまでに掲げるすべての要件に該当し、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 受託有価証券が令第一条の七第一号に掲げる有価証券に該当する場合であつて、同号に定める場合に該当するものに係るものである場合

ロ 受託有価証券が令第一条の七第二号に掲げる有価証券又は第一号若しくは第三号に掲げる有価証券に該当するものに係るものである場合であつて、当該権利に係る有価証券に第一項に規定する方式に従い転売制限が付されている場合

六の五 抵当証券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて抵当証券の性質を有するもの 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容等を説明した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされている場合

七 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券 前項第一号イからハまでに掲げるすべての要件に該当し、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買その他の取引の対象となる有価証券が令第一条の七第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当する場合

ロ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買その他の取引の対象となる有価証券が令第一条の七第二号に掲げる有価証券又は第一号若しくは第三号に掲げる有価証券に該当する場合で、当該売買その他の取引の対象となる有価証券に第一項に規定する方式に従い転売制限が付されている場合

ハ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により有価証券の売買その他の取引が行われない場合

八 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 前項第一号イからハまでに掲げるすべての要件に該当し、かつ、次のいずれかに該

4 第一項第二号、第二項第二号ロ及び前項第一号ロに規定する書面を交付する者（以下この条において「書面交付者」という。）は、第一項第二号、第二項第二号ロ及び前項第一号ロに規定する書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者（以下この条において「書面被交付者」という。）の同意を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「転売制限情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

当する場合

イ 当該有価証券に表示される権利が令第一条の七第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当するものに係るものである場合

ロ 当該有価証券に表示される権利が令第一条の七第二号に掲げる有価証券又は第一号若しくは第三号に掲げる有価証券に該当するものに係るものである場合で、当該権利に係る有価証券に

第一項に規定する方式に従い転売制限が付されている場合

ハ 当該有価証券に表示される権利の行使により有価証券の売買その他の取引が行われない場合

4 第二項第二号、前項第一号ハ（同項第六号の三に規定する場合を含む。以下この項において同じ。）、前項第四号イ若しくはロ、同項第四号の二イ、同項第五号ハ、同項第六号又は同項第六号の五に規定する書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者（以下この条において「書面被交付者」という。）の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「転売制限情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書

一・二 (略)

5・6 (略)

7 書面交付者は、第四項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該書面被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は書面交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（次項において「書面等」という。）による同意を得なければならない。

一・二 (略)

8 前項の規定による同意を得た書面交付者は、当該書面被交付者から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該書面被交付者に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によつてはならない。ただし、当該書面被交付者が再び前項の規定による同意をした場合は、この限りでない。

（売付け勧誘等に該当しない有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘）

第十三条の二 法第二条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、

次の各号に掲げるものとする。

一 法第六十七条の十九に規定する通知その他法令上の義務の履行として行う当該有価証券に関する情報の提供

二 認可金融商品取引業協会その他金融商品取引業者等を会員とする協会その他の団体に対して、当該協会その他の団体の規則に基

面を交付したものとみなす。

一・二 (略)

5・6 (略)

7 書面交付者は、第四項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該書面被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は書面交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。

一・二 (略)

8 前項の規定による承諾を得た書面交付者は、当該書面被交付者から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該書面被交付者に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によつてはならない。ただし、当該書面被交付者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（新設）

づき行われる当該有価証券に関する情報の提供

- 三 インターネットの利用その他の方法により公衆に対して継続的に行う多数の有価証券に係る売買価格に関する情報の提供（当該有価証券の売付け勧誘等（法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。第十三条の五第一項及び第十三条の六第一項第一号ロにおいて同じ。）を行う者又は当該有価証券の売付け勧誘等に関して売買の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う者が行う場合を除く。）

（現先取引の対象となる有価証券）

第十三条の三 令第一条の七の三第四号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次の各号に掲げる有価証券とする。

- 一 法第二条第一項第一号から第四号までに掲げる有価証券、同項第五号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券を除く。）並びに同項第十一号及び第十五号に掲げる有価証券
- 二 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの
- 三 法第二条第一項第十八号に掲げる有価証券
- 四 令第一条第一号に規定する譲渡性預金の預金証書

（売付け勧誘等における適格機関投資家以外への有価証券の譲渡に関する制限等）

第十三条の四 令第一条の七の四第二号二に規定する内閣府令で定め

（新設）

（新設）

- る方式は、次の各号に掲げるいずれかの要件に該当することとする。
- 一 当該有価証券に適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限（以下この条において「転売制限」という。）が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。
 - 二 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。
 - 三 社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置が執られていること。
- 2 令第一条の七の四第三号ハに規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に定める要件に該当することとする。
- 一 次に掲げるいずれかの要件に該当すること。
 - イ 当該有価証券に転売制限が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。
 - ロ 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。
 - ハ 社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置が執ら

れていること。

二 次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 有価証券信託受益証券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち有価証券信託受益証券の性質を有するもの 前号に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、受託有価証券が令第一条の七の四各号に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めること。

ロ 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券 次のいずれかの場合に該当すること。

(1) 原有価証券が令第一条の七の四各号に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合

(2) 当該有価証券に表示されるオプションの行使により有価証券の売買その他の取引が行われない場合

ハ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 次のいずれかの場合に該当すること。

(1) 当該有価証券に表示される権利に係る証券又は証書が令第一条の七の四各号に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、当該各号に定める場合

(2) 当該有価証券に表示される権利の行使により有価証券の売買その他の取引が行われない場合

ニ 社債券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち社債券の性質を有するもので、令第一条の七の四第一号及び第

二号並びにロ及びハに掲げる有価証券（当該社債券の発行者以外の者が発行したものに限り。）により償還することができる旨の特約が付されているもの 当該償還により取得する有価証券が次に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるいずれかの場合に該当すること。

(1) 令第一条の七の四第一号に掲げる有価証券 同号に定める場合

(2) 令第一条の七の四第二号に掲げる有価証券 同号に定める場合

(3) ロに掲げる有価証券 前号に掲げる場合及びロに定める場合

(4) ハに掲げる有価証券 前号に掲げる場合及びハに定める場合

3

第一項第二号又は前項第一号ロに規定する書面を交付する者（以下この条において「書面交付者」という。）は、第一項第二号又は前項第一号ロに規定する書面の交付に代えて、第六項で定めるところにより当該書面の交付を受けるべき者（以下この条において「書面被交付者」という。）の同意を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「転売制限情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ 書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて転売制限情報を送信し、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 書面交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された転売制限情報を電気通信回線を通じて書面被交付者の閲覧に供し、当該書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該転売制限情報を記録する方法
- 二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法
- 4 前項各号に掲げる方法は、書面被交付者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。
- 5 第三項第一号の「電子情報処理組織」とは、書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 6 書面交付者は、第三項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該書面被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は書面交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（次項において「書面等」という。）による同意を得なければならない。

一 第三項各号に掲げる方法のうち書面交付者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

7) 前項の規定による同意を得た書面交付者は、当該書面被交付者から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該書面被交付者に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該書面被交付者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。

(特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の譲渡に係る契約の内容)

第十三条の五 令第一条の八の二第一号ロ及び第二号ロに規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項(第二号に掲げる事項にあつては、当該契約の当事者が定めなかった事項を除く。)とする。

一 当該買付けを行おうとする者が当該売付け勧誘等に応じて買付けした当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡しないこと。

二 (略)

イ (略)

ロ 令第二条の十二の四第二項第四号に規定する役員等に対して同号イからニまでに掲げる有価証券を譲渡する場合

ハ・ニ (略)

(特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の譲渡に係る契約の内容)

第十三条の二 令第一条の八の二第一号ロ及び第二号ロに規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項(第二号に掲げる事項にあつては、当該契約の当事者が定めなかった事項を除く。)とする。

一 当該買付けを行おうとする者が当該売付け勧誘等(法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。次号及び次条第一項第一号ロにおいて同じ。)に応じて買付けした当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡しないこと。

二 (略)

イ (略)

ロ 令第二条の十二の二第二項第四号に規定する役員等に対して同号イからニまでに掲げる有価証券を譲渡する場合

ハ・ニ (略)

2 (略)

(特定投資家向け売付け勧誘等における有価証券の譲渡に関する制限等)

第十三条の六 (略)

(売付け勧誘等における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等)

第十三条の七 令第一条の八の四第三号ロ(4)に規定する内閣府令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの要件に該当することとする。

一 当該有価証券を取得し、又は買い付けた者がその取得又は買付けに係る有価証券を一括して譲渡する場合以外に譲渡することが禁止される旨の制限(以下この項において「転売制限」という。)が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。

二 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

三 社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知るができるようにする措置が執られていること。

2 令第一条の八の四第三号ロ(4)に規定する内閣府令で定める要件は

2 (略)

(特定投資家向け売付け勧誘等における有価証券の譲渡に関する制限等)

第十三条の三 (略)

(新設)

、次の各号に掲げるすべての要件に該当することとする。

一 次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ 当該有価証券（当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された令第一条の八の三に規定する同種の既発行証券（当該同種の既発行証券の売付け勧誘等を行った相手方が適格機関投資家であつて、当該同種の既発行証券が令第一条の七の四に定める場合に該当するときにおける当該適格機関投資家が取得したもの（当該適格機関投資家が他の適格機関投資家に譲渡したものを含む。）を除く。次項において同じ。）を含む。）の枚数又は単位の総数が五十未満であること。

ロ 当該有価証券の性質によりその分割ができない場合を除き、当該有価証券に表示されている単位未満に分割できない旨の制限が付されていること。

二 次に掲げるいずれかの要件に該当すること。

イ 前号ロの制限が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。

ロ 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に前号ロの制限が付されている旨の記載がされていること。

ハ 社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置が執られていること。

3 令第一条の八の四第三号ハ③に規定する内閣府令で定める要件は

、次の各号に掲げるいずれかの要件に該当することとする。

一 次に掲げるいずれかの要件に該当すること。

イ 次に掲げるいずれかの制限（以下この項において「転売制限」という。）が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。

(1) 当該有価証券を取得し、又は買い付けた者がその取得又は買付けに係る当該有価証券を一括して譲渡する場合以外に譲渡することが禁止される旨の制限

(2) 当該有価証券の枚数又は単位の総数が五十未満である場合において、当該有価証券の性質によりその分割ができない旨又は当該有価証券に表示されている単位未満に分割できない旨の制限

ロ 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

ハ 社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置が執られていること。

二 次に掲げる有価証券の場合は、前号に掲げる要件のほか、次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 有価証券信託受益証券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち有価証券信託受益証券の性質を有するもの 前

号に掲げる要件に該当し、かつ、受託有価証券が令第一条の八の四第三号イからハまでに掲げる有価証券である場合の区分に応じ、同号イからハまでに定める場合に該当すること。

ロ 法第二十一条第十九号に掲げる有価証券 次のいずれかの場合に該当すること。

(1) 原有価証券が令第一条の七第二号イからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、同号イからハまでに定める場合

(2) 当該有価証券に表示されるオプションの行使により有価証券の売買その他の取引が行われない場合

ハ 法第二十一条第二十号に掲げる有価証券 次のいずれかの場合に該当すること。

(1) 当該有価証券に表示される権利に係る証券又は証書が令第一条の八の四第三号イからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、同号イからハまでに定める場合

(2) 当該有価証券に表示される権利の行使により有価証券の売買その他の取引が行われない場合

ニ 社債券及び法第二十一条第十七号に掲げる有価証券で社債券の性質を有するもので、令第一条の八の四第三号イ及びロ並びにロ及びハに掲げる有価証券（当該社債券の発行者以外の者が発行したものに限る。）により償還することができる旨の特約が付されているもの 当該償還により取得する有価証券が次に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるいずれかの場合に該当すること。

- (1) 令第一条の八の四第三号イに掲げる有価証券 同号に定める場合
- (2) 令第一条の八の四第三号ロに掲げる有価証券 同号に定める場合
- (3) ロに掲げる有価証券 前号に掲げる場合及びロに定める場合
- (4) ハに掲げる有価証券 前号に掲げる場合及びハに定める場合
- 4 第一項第二号、第二項第二号ロ及び前項第一号ロに規定する書面を交付する者（以下この条において「書面交付者」という。）は、第一項第二号、第二項第二号ロ及び前項第一号ロに規定する書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者（以下この条において「書面被交付者」という。）の同意を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「転売制限情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて転売制限情報を送信し、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられ

- たファイルに記録する方法
- ロ 書面交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された転売制限情報を電気通信回線を通じて書面被交付者の閲覧に供し、当該書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該転売制限情報を記録する方法
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法
- 5 前項各号に掲げる方法は、書面被交付者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。
- 6 第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、書面交付者の使用に係る電子計算機と、書面被交付者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 7 書面交付者は、第四項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該書面被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は書面交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（次項において「書面等」という。）による同意を得なければならない。
- 一 第四項各号に規定する方法のうち書面交付者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式
- 8 前項の規定による同意を得た書面交付者は、当該書面被交付者から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった

ときは、当該書面被交付者に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該書面被交付者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。

附 則

証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第八十六号）附則第六条中「第四条第一項第四号」とあるのは「第四条第二項」と、「同法第四条第二項」とあるのは「同項」とする。